

## 【eMAFF 申請】代理申請の委任設定をする場合の留意事項

CPTPP、日 EU、日米の関税割当申請については、eMAFF においても、行政書士に申請手続の代行を委任することが可能です。

eMAFF 上で代理申請の委任・受任手続を行った制度については、受任者（行政書士）ではなく委任者（本人）が eMAFF により申請を行った場合であっても、その申請の内容を受任者が閲覧可能となりますので、ご注意ください。

受任者による閲覧を不可としたい場合には、**申請を行う前に委任を解除する必要があります。**

(※) 代理申請については、申請者マニュアル「6 申請代行」参照。<https://e.maff.go.jp/Manual>

特に、以下の対象品目の第3回申請については、当該申請期間内に複数回申請することが可能となっており、受任者による申請と本人による申請の両方が行われる可能性があり得るので、ご留意願います。

### ○対象品目

対象品目	eMAFF での制度名
日 EU・EPA TRQ-23（バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳）	関税割当_日 EU_TRQ-23_R8_3
日 EU・EPA TRQ-25（チーズ）	関税割当_日 EU_TRQ-25_R8_3
CPTPP TWQ-JP9（バター）	関税割当_CPTPP_TWQ-JP9_R8_3
CPTPP TWQ-JP10（脱脂粉乳）	関税割当_CPTPP_TWQ-JP10_R8_3
CPTPP TWQ-JP11（粉乳及びバターミルクパウダー）	関税割当_CPTPP_TWQ-JP11_R8_3

なお、システム上、委任手続の際に「過去申請の閲覧を許可することの可否」について設定が可能ですが、「不可」とした場合であっても、委任の受任以降に行われた申請については過去申請に該当しないため閲覧が可能となりますのでご注意ください。

### （具体例 1）

- ① 9月1日、A社がTWQ-JP9（バター）を20t申請。
- ② 10月1日、A社は「関税割当\_CPTPP\_TWQ-JP9\_R8\_3」についてB行政書士に代理申請を委任。その際、「過去申請の閲覧を許可する」を「可」に設定。  
→B行政書士は、A社が9月1日に申請したバター20tの申請内容が閲覧可能。

(具体例2)

- ①9月1日、A社がTWQ-JP9(バター)を20t申請。
- ②10月1日、A社は「関税割当\_CPTPP\_TWQ-JP9\_R8\_3」についてB行政書士に代理申請を委任。  
その際、「過去申請の閲覧を許可する」を「不可」に設定。  
→B行政書士は、A社が9月1日に申請したバター20tの申請内容は閲覧できない。
- ③11月1日、B行政書士は、A社の代理として、バターを30t申請。
- ④12月1日、A社は、バター10tを申請。  
→B行政書士は、A社の10tの申請が閲覧可能。